

各府省の取組の例について

1. 年度末の駆け込み執行防止について

(1) 通知の発出

- ・「年度末における適正な予算の執行について」(府会第 1120 号 大臣官房会計課長通知)を平成 22 年度よりも約3か月早めて 23 年 11 月 1 日に発出するとともに、同月 8 日に各部局の担当者を参集し、早期の対応及び適切な予算執行について周知。【内閣府】
- ・予算執行担当管理職に対し、不要不急の支出や実際の需要に基づかない予算の全額消化を目的とした支出が行われることのないよう、文書により周知。【公正取引委員会】
- ・年度末駆け込み執行を行わないよう、各会計年度開始前に全部局に対し通知するとともに、全部局や転入者に対して定期的に研修を実施し周知徹底。【金融庁】
- ・「平成 23 年度末における適正な予算の執行について」(平成 24 年 1 月 17 日付け厚生労働省大臣官房会計課長名通知)を各部局長あてに発出。適正な予算執行を行うよう周知徹底。【厚生労働省】
- ・国土交通事務次官より、毎年度当初、「年度末に不要不急の予算執行が行われることのないよう徹底する」旨、通達を発出。【国土交通省】

(2) 研修の実施

- ・新任予算執行担当者の研修等において、年度末の使い切り等無駄な予算執行の禁止について説明。【公正取引委員会】

(3) 情報開示

- ・原則として全ての調達案件のスケジュールをホームページ上に公表。調達案件の文書提出期限を 11 月末に設定するとともに、期限を過ぎる案件については登録を行うこととしている。【総務省】

(4) その他

- ・「支出負担行為に関する計画」において、一部事業で第 3 四半期までに発生した未執行額の執行を止めるなど、予算の使い切り等のムダな予算執行が行われないよう予算監視・効率化チームにおいて監視。(平成 22 年度取組実績)【文部科学省】
- ・平成 21 年度末より、計画的な予算執行のため、物品調達にかかる契約は原則として 2 月末までに手続に着手するよう徹底。【農林水産省】
- ・「経済産業省 予算執行計画」において、補助金・委託費の執行について、「特段の事情のない限り 10 月末までに交付決定・契約する」と明記。【経済産業省】

2. 資料の印刷について

- ・省内で使用される説明資料等は、白黒使用を原則とすることとした。【総務省】
- ・プリンターの印刷を統一的に両面・白黒を基本設定とし、資料コピーは両面・白黒を原則とする。【外務省】
- ・業務改善を推進するため、平成22年9月に「業務改善具体化チーム」を省内に設置し、両面印刷・2アップ印刷の徹底等を省内に周知。【厚生労働省】

3. 人事評価への反映について

- ・予算執行の効率化等に関する優れた取組・成果の人事評価への反映。【公正取引委員会】
- ・効率的に業務運営を行ったものが適切に評価されるよう、課室長級職員の能力評価における着眼点として、無駄削減の観点を明確化するとともに、業績評価においてもコスト意識や業務改善にも留意した目標を設定するよう周知。【金融庁】
- ・人事評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営等に向けてとられた行動が適切に評価されるよう、全職員が業績評価に「コスト意識や業務改善に留意した目標」を設定することとした。【総務省】
- ・平成23年度に策定した予算執行計画に、「人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員の予算執行の効率化に関する取組や成果について適切に評価に反映する。」との規定を追加し、予算執行の効率化に関する人事評価への反映を明確にした。【法務省】
- ・平成23年度より、人事評価の目標設定に当たって、「行政事業レビュー」への適切な取組や計画的な予算執行による無駄の排除に関する取組を盛り込んだ。【農林水産省】

4. 共同調達について

- ・内閣府、宮内庁、消費者庁で共同調達を実施。次年度は、復興庁も含めた共同調達を実施予定。【内閣府(、宮内庁、消費者庁、復興庁)】
- ・都道府県警察において使用する国費物品の警察庁における一括調達。【警察庁】
- ・4月、10月の各部局における工事及び物品調達・役務の発注見通しの公表。【財務省】
- ・陸・海・空自衛隊においてパソコン・コピー機・システム等を集中・一括調達。【防衛省】